

小学校音楽科の指導における I C Tの活用について

新学習指導要領とICTの効果的な活用

音楽科では以前から視聴覚機器等の活用は盛んに行われてきた。これらの教育機器は、児童が聴覚や視覚など様々な感覚を働かせ、より音楽の特徴を捉えやすくしたり、よさを感じ取りやすくしたりするという意図で用いられてきており、この方向性は、ICTの活用においても何ら変わるものではない。

新しいICT機器やソフトウェアは便利な機能が豊富に搭載されたものが多いが、これらの機能の中には、授業では不要なものも含まれている場合もある。音楽科の学習の目的を踏まえた活用をしていくためには、授業のねらいに応じて、ICTの多彩な機能の中から厳選し絞り込んで用いるようにし、児童の感覚を十分に働かせたり、思考を活性化したり、工夫を促進したりすることができるよう配慮したい。

これらICT機器が優れている点は、音楽を音声と画面との両方で確認できることである。つまり聴覚と視覚とを統合させながら音楽表現を工夫したり、音楽を聴き深めたりしていくことができるのである。これらICTの利点を踏まえて、様々な感覚を働かせ、音楽科の学習の特質に合わせた活用を行っていくことが重要である。

①表現の学習における活用場面

- デジタル・オーディオ・レコーダー，デジタル・ビデオカメラ等を利用した歌や演奏の記録
- 記録した自分たちの歌や演奏を聴いたり見たりして確認し，音楽表現を工夫していく。



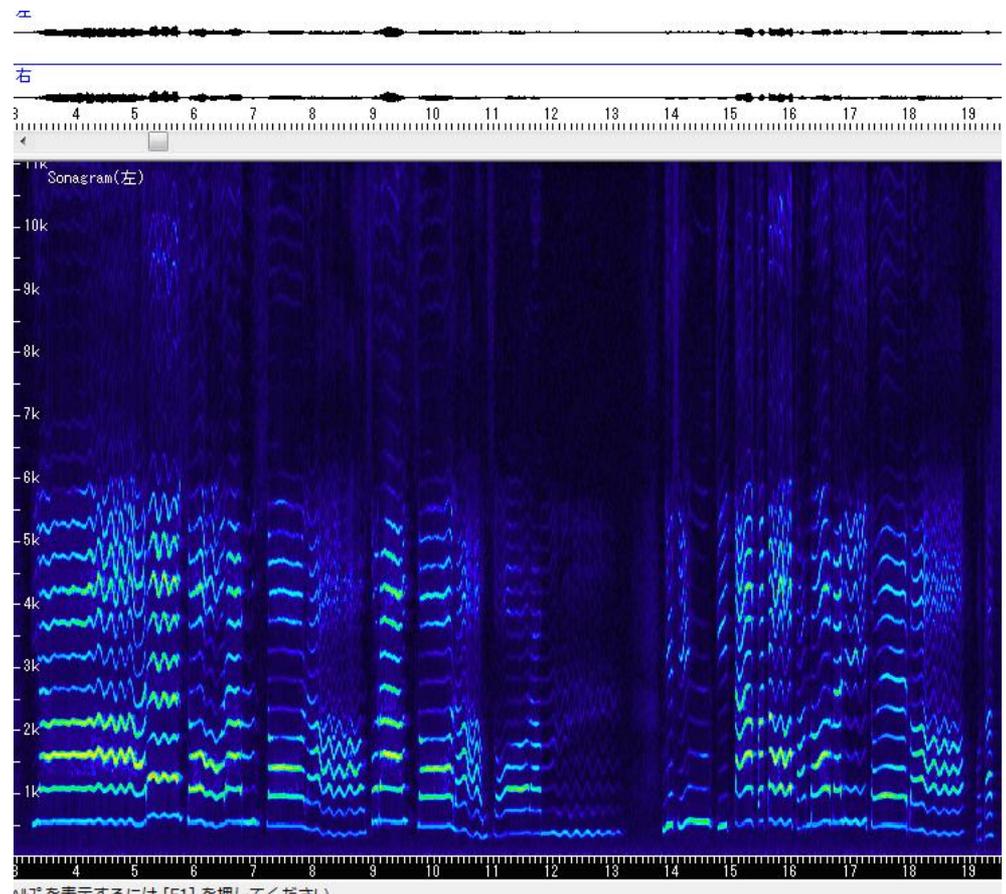
一人一台になったら…

ワークシートとともに実際の演奏などを記録に残し，音や動画を取り込んだ学習のポートフォリオとして活用することが考えられる。

①表現の学習における活用場面

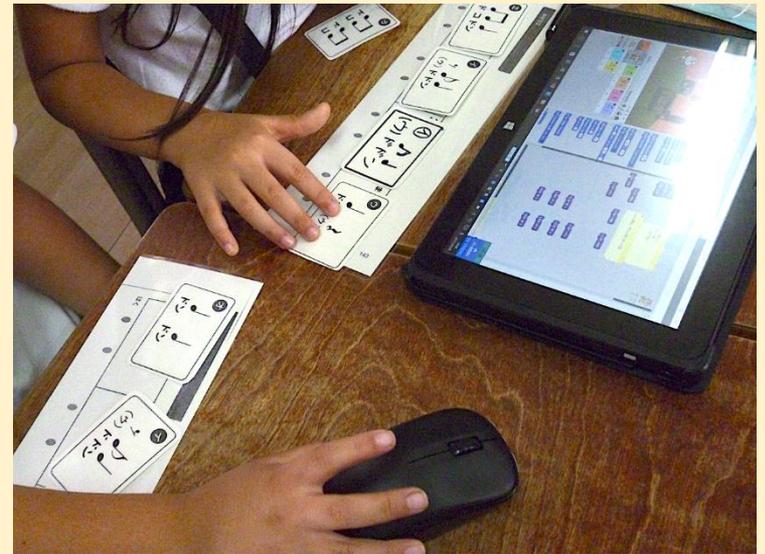
- ソフトウェア（サウンドスペクトログラム）による音の可視化

- お手本の歌い方（範唱）と自分たちの歌い方を音声と画面で比較し、音楽表現を工夫していく。



①表現の学習における活用場面

- リズムカードを並び替え、反復や変化などを工夫して音楽をつくる活動
- PCで音を聴いて確かめながら試行錯誤していく。PCで再生した音楽を手本にしてリズムを手で打つ。



- ループするリズムをどう組み合わせるかを考える活動
- つくったリズムループを、PCの画面と音で確かめながら、つなげ方の特徴やその面白さを考える。

②鑑賞の学習における活用場面

- グループごとに，分割された鑑賞曲の音源を聴きながら，正しい演奏の順番を考え，音源を並び替える。
- 作曲家が工夫した音楽のよさを感じ取る。



一人一台になったら…

自分が気になったところを何度でも繰り返し聴くことで，より深く音楽のよさを感じ取ることにつながる。

参 考 资 料

これからの社会を生きる全ての子どもたちに求められる 資質・能力の育成における芸術教育の意義とICTの活用

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養と Society5.0時代に向けた社会の創造

・これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ・「豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」(H28年12月21日中教審答申)
- ・「次代を切り拓く子どもたちには、……教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、……対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要」(H31年4月17日中教審諮問)
- ・「教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性」, 「実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作る上げる力……が重要」(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する……児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方」(H31年4月17日中教審諮問)

・心豊かな社会を形成する我が国の文化芸術活動の一層の充実

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値を有している。(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」(H28年12月21日中教審答申)

全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す 芸術系教科等の新しい学習指導要領

・豊かな感性や創造性を育み，実社会での課題解決につながる 資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し，芸術系教科等の見方・考え方を働かせ，三つの柱（「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」）で整理された資質・能力の育成とともに，豊かな感性や，新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに，表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である〔共通事項〕を位置付け，芸術教育の本質に向かうための，芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ，それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理。

・芸術系教科等におけるICT活用のポイント

- 表現及び鑑賞の活動を通して，感性や創造性を豊かにし，生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育むことを目指す授業改善の手段として，ICTを積極的・効果的に活用することが重要。
- 実際に見る，聴く，触れるなどの身体感覚を働かせて学習する活動とICTを活用する活動を，学習のねらいに応じて教師が見極めて，適切かつ効果的に活用することが重要。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
小学校音楽	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。</p>
中学校音楽	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。</p> <p>カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。</p>

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	<p>第7節 芸術</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 音楽Ⅰ（Ⅱ・Ⅲにも同様の記載あり）</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</p>

ICTの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	<p>第4 美術 I</p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想</p> <p>(ア) 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。</p> <p>(イ) 色光や視点、動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考え、創造的な表現の構想を練ること。</p> <p>イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能</p> <p>(ア) 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。</p> <p>(イ) 表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すこと。</p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞</p> <p>(ウ) 映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(9) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。</p>

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	<p>第5 美術Ⅱ</p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想</p> <p>(ア) 自然や自己, 人と社会とのつながりなどを深く見つめ, 映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。</p> <p>(イ) 映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え, 個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。</p> <p>イ 発想や構想をしたことを基に, 創造的に表す技能</p> <p>(ア) 主題に合った表現方法を創意工夫し, 個性豊かで創造的に表すこと。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の取扱いに当たっては, 「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。</p>

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	<p>第6 美術Ⅲ</p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想</p> <p>(ア) 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。</p> <p>イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能</p> <p>(イ) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)まで、「美術Ⅱ」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。</p>

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	<p>第7 工芸 I (Ⅱ・Ⅲにも同様の記載あり)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(8) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。</p> <p>第10 書道 I (Ⅱ・Ⅲにも同様の記述あり)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</p> <p>第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。</p>